

京都市学校部活動地域展開実施計画（案）

～子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れられる豊かな環境づくりを目指して～

令和8年●月

京都市・京都市教育委員会

<目次>

子どもたちにとってわかりやすく、親しみをもってもらえるよう愛称及びキャッチコピーを募集し、子どもたちや保護者をはじめ、市民の皆様からいただいた多数の作品の中から、第8回「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議」において以下のとおり選考した。

- ① 京都市認定地域クラブ活動の愛称：京クラ
- ② 京都市認定地域クラブ活動のキャッチコピー：「好き」が見つかる、「まち」が広がる。
- ③ 放課後活動の愛称：放活

○ はじめに

1 京クラの基本的事項

- (1) 概要
- (2) 指導者
- (3) 参加対象者
- (4) 参加費等
- (5) 活動場所（拠点）
- (6) 整備の方向性

2 京クラの実施主体に係る認定要件・手続き・運営方法

- (1) 認定要件
- (2) 認定についての概要、手続き等
- (3) 京クラの運営方法（運営団体の設置）

3 部活動廃止及び京クラ・放活の導入時期

- (1) 部活動廃止時期
- (2) 京クラ・放活の導入時期
- (3) 移行期の生徒への対応

4 各種大会・コンクール等への参加

5 京クラと放活の関係

- (1) 放活の趣旨・概要
- (2) 学校部活動、京クラ、放活の違い
- (3) 放活の活動内容例
- (4) 今後の方針

6 学校施設における京クラの活動時間（開始・終了）

- (1) 平日の活動時間
- (2) 休日の活動時間

7 京クラの今後の検討事項とスケジュール

- (1) 運営団体設置に向けた検討・準備に関すること
- (2) 実施主体の確保に向けた検討・準備に関すること
- (3) 制度設計・仕組みやルールづくりに関すること
- (4) 実証事業の実施、モデル実施に関すること（令和8・9年度）
- (5) 各種調査の分析及び新たな調査の実施に関すること（令和8・9年度）
- (6) 情報発信・広報に関すること（随時）

○ はじめに

- ・ 本実施計画は、令和7年7月に策定した「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」（以下「推進方針」という。）の具体的な枠組み（※）に関し、令和7年12月に国が公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」や「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方検討会議」での議論を踏まえ、より詳細な内容や今後の計画等について定めたものである。

※ 具体的な枠組み

推進方針では、令和10年9月以降、生徒が平日・休日に関わらず、多様なスポーツ・文化芸術活動等の中から主体的に選択できる環境の実現を目指し、これまでの本市立中学校の部活動を廃止したうえで、従来の部活動が果たしてきた教育的意義を継承する「京都市認定地域クラブ活動」（以下「京クラ」という。）を創設するとともに、平日放課後における校内での居場所や活動場所を確保することを目的として、生徒自らが主体的に活動することができる「放課後活動」（以下「放活」という。）も新たに実施することとしている。

- ・ この部活動改革の方向性を基に、本実施計画では、令和10年度以降に中学生となる子どもたちをはじめ、保護者、スポーツ及び文化芸術関係団体の関係者、そして市民の皆様に対し、令和10年9月以降に新設する「京クラ」の基本的事項や認定要件を示すとともに、今後の部活動地域展開に向けた準備を進めていくうえでの共通の道標を示すことを目的としている。
- ・ 本市は、地域と学校が密接な関係にあるまちであると同時に、伝統芸能から演劇、音楽、現代アート、さらには武道やスポーツに至るまで、多様な文化が息づき、多くの匠や専門家が活動する「『学藝』があふれるまち」でもある。
- ・ 推進方針では、こうしたまちの強みを踏まえ、従来の部活動の枠にとらわれることなく、子どもをまんなかに据え、地域に存在する様々な人的・物的資源（学校施設を含む。）を最大限に活用しながら、より豊かで幅広い活動を地域全体で支えていくことにより、部活動に関わる全ての人に「居場所」と「出番」を創出し、ウェルビーイング（※）なまちを目指すことを示している。

※ ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である（文部科学省、令和5年6月16日閣議決定「教育振興基本計画」抜粋）。

- ・ 推進方針や本実施計画を踏まえ、令和10年度以降の本市立中学校の部活動に代わる新たなスポーツ・文化芸術活動である「京クラ」及び「放活」の円滑な実施に向けて、必要な準備を段階的に進めるとともに、今後の検討事項の進捗等は随時情報発信を行う。

1 京クラの基本的事項

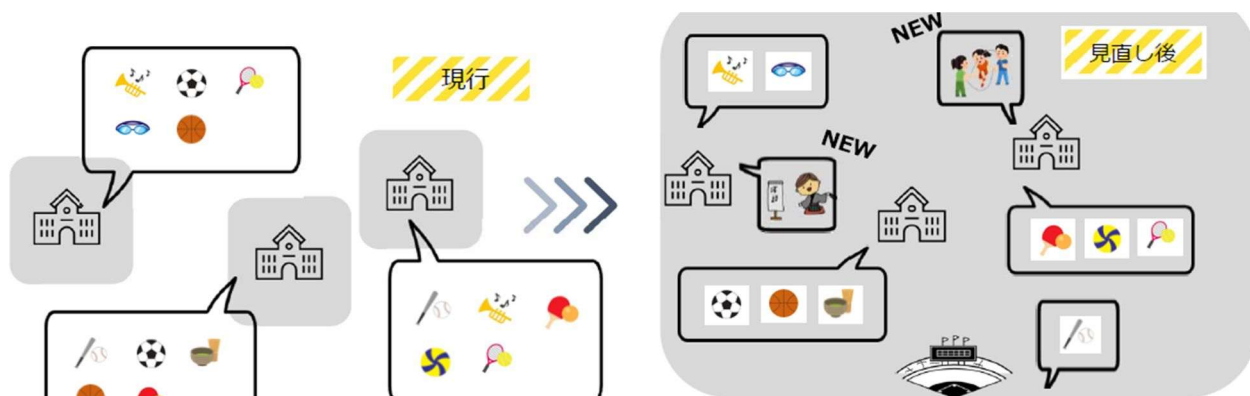
(1) 概要

- ・ 部活動の地域展開に伴い、部活動の教育的意義を継承して、新たに創設する活動。
- ・ 京クラを実施する団体（以下「実施主体」という。）は、地域・民間団体等が担い、学校管理外の活動とする。
- ・ 実施に際しては、生徒が在籍する学校の枠を越えて、多様な活動の中から選択できる環境を整備するため、生徒の移動距離等を考慮した身近な地域（例：行政区や複数の中学校のまとまり）ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する。

現在の部活動では、生徒の希望するスポーツ活動や文化芸術活動ができる部活動が学校になかったり、少人数のために団体種目等（野球やサッカー）では実戦的な活動ができなくなったりするなど、様々な課題も生じてきている。

- ・ 実施主体は、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインや本実施計画により示す認定要件及び認定手続等に基づき、本市において認定する。

<イメージ図>



・ 学校ごとに様々な部活動（種目）を実施します。

- ・ 生徒の移動距離等を考慮し、身近な地域にバランスよく様々なクラブ（種目）の活動場所を設置します。
- ※ 学校行事や地域行事との関連が深い吹奏楽部については、学校単位の「地域クラブ（管理外）」の設置も含め、今後検討。
- ・ これまでになかった新しい活動も想定しています。
- ・ 活動場所は学校が基本ですが、学校以外の施設利用も想定しています。

(2) 指導者

- ・ 原則、責任者及び指導に従事する者（指導補助を含む。）など複数で対応する。
- ・ 指導者資格の取得に努め、本市指定の研修を受講する。
- ・ 本市立学校教職員が指導を希望する場合は、所属校（本務校）を通じて教育委員会に申請する。（本市教職員の兼業兼職に関する要綱は別途定める。）

(3) 参加対象者

中学生（※）

- ※ 本市立中学校、義務教育学校後期課程、総合支援学校中学部の生徒を想定するが、国私立、他市町の中学生も参加可とする。
- ※ 小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

(4) 参加費等

- 参加費等は受益者負担とし、国が示す参加費のイメージ（※）を参考に、可能な限り低廉な金額となるように実施主体において定める。

※ 国が示す参加費のイメージ

- 休日に週1日・月4回程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度（1回あたりに換算すると250円～750円程度）。
- ただし、あくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。

- 京クラの運営に関する補助制度及び保護者負担の軽減のための制度については、別途検討する。

(5) 活動場所（拠点）

- 活動場所は、本市立中学校・義務教育学校施設（グラウンド、体育館、特別教室等）や本市施設、実施主体が拠点とする民間施設等を想定している。
- 京クラとして認定された場合、その実施主体は、本市立中学校・義務教育学校施設を京クラの活動拠点として優先的に使用できる。
- 学校施設利用のルールに関することや施設使用料、既存の学校施設開放事業とのすみ分けなどの制度の詳細は別途検討する。
- 活動場所までの移動は、徒歩、自転車、公共交通機関、保護者送迎とする。
- 自転車の使用については、保険加入・ヘルメット着用する等、安全確保条件を確認できた場合に限る。
- 学校施設を利用する場合、原則、学校備品（例：サッカーゴール、卓球台、バレーボールの支柱、楽器等）は使用可とし、消耗品等は実施主体において準備する。
なお、学校ごとの貸出可能な備品については今後整理する。

(6) 整備の方向性

京クラの実施に際しては、生徒が在籍する学校の枠を超えて、多様な活動の中から等しく選択できる環境を整備する必要がある。11行政区ある本市においては、生徒の移動を想定した場合、比較的広域と考えられる行政区もあるため、そうした行政区については、より細分化した地域で、バランスよく活動場所や活動内容の設定を検討する。

整備地域は以下の15の地域とし、とりわけ、部活動が全市に幅広く設置されている種目（陸上、バスケットボールなど）については、学校施設内外を問わず、以下の15の地域を想定しながら実施主体の整備を目指す。

なお、学校行事や地域行事との関連が深い吹奏楽部については、学校単位の「京クラ」の設置も含めて今後検討する。

また、従来の部活動にはない種目についても、実施主体の応募状況等を踏まえ、新たに整備していく。

【整備地域（15地域）】 ※生徒は在籍校や自宅のある地域に縛られずに参加可能

No.	地域	備考（想定する主な中学校及び総合支援学校）
1	北区	加茂川中、西賀茂中、旭丘中、衣笠中
2	上京区	烏丸中、上京中、嘉楽中、二条中、北総合支援
3	中京区	北野中、朱雀中、京都御池中、中京中、松原中、西ノ京中
4	下京区、東山区	下京中、七条中、開晴小中、東山泉小中、北総合支援中央分校
5	南区	八条中、九条中、洛南中、凌風小中、久世中
6	左京区（北部）	洛北中、大原小中、花背小中
7	左京区（南部）	岡崎中、高野中、下鴨中、近衛中、修学院中
8	山科区	山科中、勸修中、大宅中、安祥寺中、音羽中、花山中、東総合支援
9	右京区（北部）	蜂ヶ岡中、嵯峨中、宕陰小中、双ヶ丘中、京都京北小中、鳴滝総合支援
10	右京区（南部）	太秦中、四条中、西京極中、梅津中、西院中
11	西京区（東部）	桂中、松尾中、桂川中、檜原中
12	西京区（西部）	大枝中、洛西中、洛西陵明小中、大原野中、西総合支援
13	伏見区（中部）	深草中、藤森中、桃山中、呉竹総合支援、桃陽総合支援
14	伏見区（東部）	醍醐中、春日丘中、栄桜小中、栗陵中
15	伏見区（西部）	伏見中、神川中、桃陵中、向島秀蓮小中、向島東中、洛水中、大淀中

※ 「中高一貫校」及び「学びの多様化学校」を除く。

2 京クラの実施主体に係る認定要件・手続き・運営方法

(1) 認定要件

京クラの実施主体に係る主な認定要件は、以下の①～⑦のとおりとする。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものである。

- ・ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動である。
- ・ 競技力強化等の観点で、広域から生徒を集めるものではない。
- ・ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れる。
- ・ 勝つことのみを重視する活動（※）は行わない。
※ 例えば、試合での勝利やコンクールでの金賞のみを目的として、生徒に過度な練習を課したり、一部の生徒しか試合に出場できなくしたりするなど

② 適切な活動時間や休養日が設定されている。

- ・ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定（※）し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。そのうえで、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動内容となっている。
※ あらかじめ定めていた休養日に大会参加や合宿等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- ・ 年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し公表している。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されている。

- ・ 国が示す参加費のイメージを踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、京クラを持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等（※）が設定されている。
※ 子どもたちが活動に参加する際に必要となる費用であり、いわゆる入会費や材料費等も含む。

<国が示す参加費のイメージ>

- ・ 休日に週1日・月4回程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度（1回当たりに換算すると250円～750円程度）。
- ・ ただし、あくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。

④ 適切な指導体制が確保されている。

- ・ 京クラにおいて、指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、生徒同士のこうした行為も許さない。
 - ・ 本市が定める研修を受講し、本市に登録された指導者等が活動に携わる。
 - ・ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、単独での指導は認めず、複数の指導人材が携わる。
 - ・ 不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築するため、日本版DBS（※）の活用を含めて、子どもたちの安全を確保する方策を検討する。
- ※ 子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認し、子どもの性被害を防止するための制度

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されている。

- ・ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底する。
- ・ 万が一の事故発生には、責任を持って対応できるよう、危機管理マニュアルを作成し、指導者も理解している。
- ・ 参加者及び指導者等が、自身のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入している。

⑥ 適切な運営体制が確保されている。

- ・ 次の内容を含む規約等を作成・公表している。
 - ア 団体の目的、役員を選任・解任に関すること。
 - イ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ウ 会員の入退会や参加費等に関すること。
 - エ 予算・決算の審議・承認に関すること。
- ・ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われている。
- ・ 営利を主たる目的とせず京クラを実施・運営すること。
- ・ 大会・コンクールに参加する場合には、主催者の要請を踏まえて、その運営に積極的に協力する。

⑦ 学校等との連携が適切に行われている。

- ・ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理する。
- ・ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼業兼職が行わ

れる場合等には、その円滑な実施のため、本市や学校との必要な連絡調整を行う。

- ・ 学校施設を利用する場合は、平日の学校の完全下校時刻である午後5時までは学校教育活動を優先とする。

(2) 認定についての概要、手続き等

ア 概要

- ・ 本市が募集要項を示して実施主体を公募し、下記イの手続きに沿って認定する。
なお、認定は、地域・民間団体等ではなく、認定要件を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定することとする。例えば、地域・民間団体等において、既存の 카테고리等とは別に、新たに立ち上げた 카테고리等について認定を受けることも可能とする。
- ・ 当該認定の有効期間は、最大3年間とし、認定を受けた日の属する年度の翌々年度末までとする。
- ・ 本市は、実施主体に対して、必要な支援を行う。
- ・ 本市は、運営団体(2(3)参照)を通じて、実施主体に係る取組状況等を確認し、一定の要件に該当する場合は認定を取り消すことがある。

イ 認定手続きや取消等

- ・ 本市は、上記2(1)の認定要件等の詳細を記載した募集要項を示したうえで、実施主体を公募する。
- ・ 運営団体は、地域・民間団体等から提出された認定に係る申請内容を取りまとめたうえで、本市に提出する。
- ・ 本市は、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査し、認定要件を満たすと認めるときは京クラとして認定し、運営団体を通じて、申請のあった地域・民間団体等に通知する。
- ・ 認定を受けた後、認定要件に関する内容に変更が生じた時、又は実施主体が京クラを廃止する場合は、本市に届け出る。
- ・ 実施主体が、以下のいずれかに該当する場合には、京クラの認定を取り消す。
 - ① 不正な手段により認定を受けたとき
 - ② 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
 - ③ 認定要件を満たさないと判断したとき
 - ④ 実施主体から認定取消の申出があったとき

ウ 支援や指導助言等

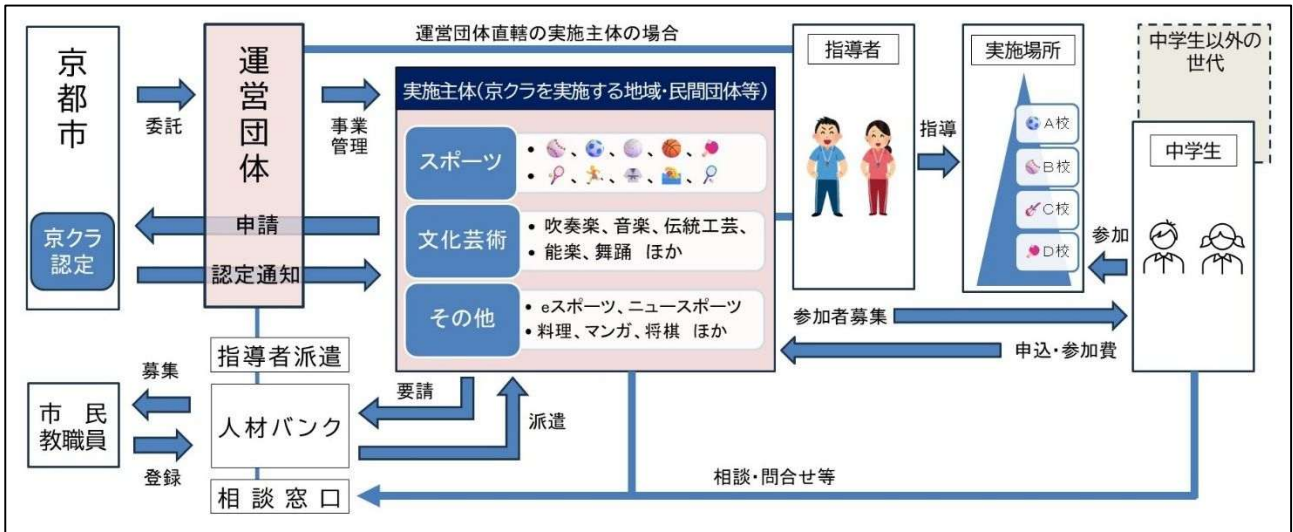
- ・ 本市は、運営団体を通じて、定期的な報告、ヒアリング及び現地確認等により、実施主体の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行う。
- ・ 本市は、実施主体に対して必要な支援を行うこととし、その内容は今後検討する。
(支援の例)
 - ① 生徒・保護者等に対する情報提供(実施主体の紹介(※)等)
※ 紹介内容:団体名、種目、活動頻度、活動場所、代表者、指導者、事故防止やコンプライアンスに関する取組等
 - ② 実施主体への公的支援(運営支援、学校施設等の優先利用等)

③ 実施主体での指導を希望する教職員等の兼業兼職の促進 など

(3) 京クラの運営方法（運営団体の設置）

本市は、上記2（1）及び（2）に示す認定要件や認定手続き等に基づき、京クラの認定、取消、実施主体への必要な支援等を行うとともに、本事業を円滑に実施することを目的として、京クラの運営に係る事務局機能や研修・相談機能、コーディネート機能等を担う運営団体を設置する。

(イメージ図) 実施主体・運営団体・本市の関係



(役割分担) 実施主体・運営団体・本市の主な役割分担

<p>実施主体</p>	<p>指導者を置き、生徒に対して活動の場を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画の作成、活動スケジュールの調整（日時・場所・指導者） 指導者等の確保、（必要に応じて）運営団体への指導者の要請 入会手続き、会費徴収 参加者・保護者への連絡（活動内容や出欠確認等） など
<p>運営団体</p>	<p>京クラの運営に係る事務局機能、研修機能、相談機能等を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域・民間団体等から提出された認定申請の集約、認定通知に関すること 人材バンクの運営、指導者派遣に関すること 学校と実施主体間の連絡調整などコーディネート業務に関すること 指導者育成、研修に関すること 広報、情報発信に関すること 相談窓口の設置など相談業務に関すること など
<p>京都市</p>	<p>京クラの認定や実施主体への必要な支援等を行い、運営団体を通して事業全体を統括する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 募集要項等に基づく京クラの認定 生徒・保護者等への情報提供（実施主体の紹介等） 実施主体への公的支援（運営支援、学校施設の優先利用等） 実施主体での指導を希望する教職員等の兼業兼職の促進 など

3 部活動廃止及び京クラ・放活の導入時期

(1) 部活動廃止時期

本市立中学校の部活動は、令和8年度に中学校に入学した生徒が、最終学年となる令和10年夏大会まで継続できるよう、原則8月末まで実施（原則8月末で廃止）する。

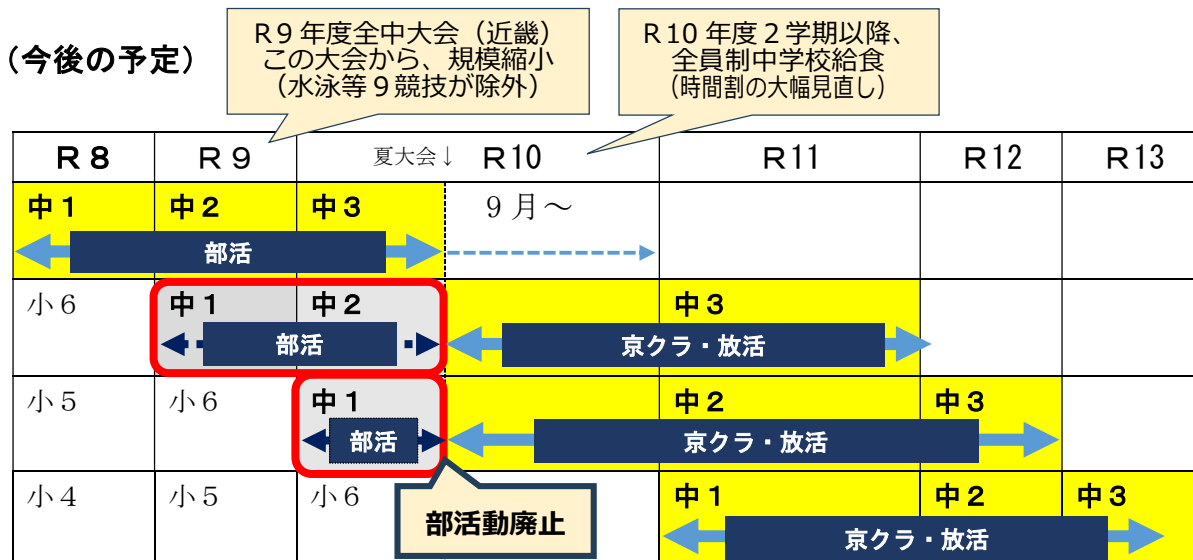
なお、ラグビーや駅伝、文化部など、種目により秋・冬に大会・コンクールがある場合は、その期間まで柔軟に対応する。（下表の ----> 部分）

(2) 京クラ・放活の導入時期

本市立中学校の部活動廃止に伴い、令和10年9月以降、部活動に代わる新たな取組として、京クラを創設するとともに、放活も実施する。

(3) 移行期の生徒への対応

部活動が廃止される令和10年度に中1生・中2生となる移行期の生徒については、京クラへの円滑な接続に向け、引き続き検討する。



(図に関する補足説明)

令和8年度時点で

- ・ 現小6（R10：中2）については、中2の夏までは部活動に参加し、その後、令和10年9月から始まる「京クラ」や「放活」に参加できる。
- ・ 現小5（R10：中1）については、中1の夏までは部活動に参加し、その後、令和10年9月から始まる「京クラ」や「放活」に参加できる。なお、部活動に所属せず、令和10年9月から始まる「京クラ」や「放活」に参加することも可能。

4 各種大会・コンクール等への参加

全国中学校体育大会、全日本吹奏楽コンクールなど、学校単位を基本とした中学校体育連盟、吹奏楽連盟等が主催する大会の参加資格や参加条件等については、主催者の規定に基づくこととする。

上記を含め、実施主体が参加できる大会やコンクール等については、今後、その参加資格や条件等を本市がとりまとめて、広く情報発信を行う。

5 京クラと放活の関係

(1) 放活の趣旨・概要

京クラは、従来の学校部活動の教育的意義を継承する活動として、生徒自身の選択肢を広げ、在籍する学校の枠を越えて参加ができる地域指導者等による学校管理外の取組であることに対して、放活は、平日放課後に生徒自らが主体的に活動できる機会として、各学校体制等の状況に応じ、在籍生徒を対象に行う本市独自の取組であり、学校管理内の活動とするが、教員は必ずしも従来の学校部活動の顧問のような指導者としてではなく、生徒の主体的な活動に対して、教育的配慮をしながら側面支援として関わるものである。

(2) 学校部活動、京クラ、放活の違い

	～令和10年8月	令和10年9月～	
	学校部活動	京クラ	放活
実施主体	学校	地域・民間団体等	学校
管理内外	学校管理内	学校管理外	学校管理内
指導者	教職員（技術指導有） 部活動指導員	地域・民間指導者 （教職員の兼業兼職も想定）	原則なし ※ 必要に応じて、外部人材（指導）や教職員（見守り等）を設置
対象者	在籍校生徒	在籍校生徒、他校生徒等	在籍校生徒
活動場所	在籍校	在籍校、他校、民間施設等	在籍校
費用負担	原則不要	原則本人負担	原則不要
活動内容	学校が決定	実施主体が決定	学校が決定
活動日時	平日・休日	平日・休日	平日（17時まで）
大会参加	中体連大会等に参加	大会主催者の規定による	原則大会参加なし

(3) 放活の活動内容例

放活の内容は、平日放課後の生徒たちの居場所づくり、スポーツ活動や文化活動、授業と関連付けた活動、資格の取得や補習のために集まる期間限定の活動、地域と連携した取組や球技大会・文化祭等の学校行事活動に関連させた取組など、学校教育目標や目指す生徒像、育成したい資質・能力等を考えながら、学校ごとに任意で決定する。

(4) 今後の方針

実施体制や週当たりの実施回数、留意点等を示す「放活ガイドライン」は、令和9年度中を目標に、別途、京都市立中学校長会と連携して定める。

6 学校施設における京クラの活動時間（開始・終了）

（1）平日の活動時間

平日における本市立学校施設内での活動開始時刻は、可能な限り早い時間となるよう検討することとし、本市立学校施設外は柔軟に設定できるよう検討する。また、活動終了時刻については、子どもの安全面や今後実施する学校施設における地域利用等の実態調査を踏まえ、検討を進める。

日没後、グラウンドにおいて一定のスポーツ活動ができるよう、夜間照明設備がない中学校については、移動式照明設備の導入についても検討する。

（2）休日の活動時間

休日における本市立学校施設内での活動については、今後実施する学校施設における地域利用等の実態調査を踏まえ、検討を進める。

7 京クラの今後の検討事項とスケジュール

(主に令和8年度から9年度にかけて実施するものを掲載)

内容別

(1) 運営団体設置に向けた検討・準備に関すること

ア 運営団体の公募(令和9年3月頃)

本事業の円滑な実施に向け、事業管理を行う運営団体を設置するため、本市、運営団体、実施主体との関係を整理したうえで、本事業に係る事務局機能や相談、研修等の機能を持つ運営団体の役割、業務内容、応募条件等を示した募集要項を作成し、公募する。

イ 運営団体の選定・業務内容や機能の協議(令和9年4月以降)

募集要項に基づき、審査したうえで運営団体を決定し、運営団体に設置する機能の具体的な内容及び体制等について協議する。

(2) 実施主体の確保に向けた検討・準備に関すること

ア 実施主体の募集要項の作成・公募(令和9年1月頃)

京クラを生徒の身近な地域に整備するに当たり、募集方法や認定要件等を示した募集要項を作成し、公募する。

イ 地域・民間団体等への働き掛け

地域・民間団体等を対象とした説明会を実施するとともに、参入意向調査(令和7年11～12月実施)で参入意向を示した地域・民間団体等をはじめ、保留又は未回答であった地域・民間団体等に対して、働き掛けを行う。

ウ 京クラとしての認定・実施場所等の調整(令和9年4月以降)

申請のあった地域・民間団体等に対して、募集要項等に基づき審査し、京クラとしての認定を行ったうえで、実施場所・日数・時間等を調整する。

エ 公募では整備困難な地域や種目等への対応(令和9年7月以降)

公募により京クラを整備していくことを基本とするが、整備が困難な地域や種目等については、本市主導で京クラを整備したり、運営団体が実施主体を兼ねて京クラを実施したりするなど、地域や種目間で設置数に著しい偏りが生じない在り方を検討する。

オ 指導を希望する教職員の把握・仕組みづくり(令和8年8月以降)

教職員の兼業兼職に関するルールを示したうえで、教職員に対する実施主体への従事等意向調査を行い、希望する教職員が実施主体で活動するための仕組みづくりを検討する。

(3) 制度設計・仕組みやルールづくりに関すること

ア 実施主体の運営補助に関する検討（令和8・9年度）

導入時に必要な経費補助や参加費を低廉な価格に抑えるための補助、その他の支援策など、実施主体の運営に関する補助制度を検討する。

イ 保護者負担の軽減に関する検討（令和8・9年度）

家庭の経済的な状況に左右されず、京クラへの参加を希望する全ての生徒が参加しやすい環境を整備するため、会費負担への支援策や経済的に困窮する世帯への補助制度など、京クラの費用負担を軽減する制度を検討する。

ウ 学校施設の管理方法や施設利用のルールづくり（令和8・9年度）

京クラの活動拠点は主に本市立中学校等を想定しているが、学校教育施設を使用する場合においては、鍵の管理方法や生徒の動線、自転車の駐輪場所、施設や備品破損時等の費用負担、使用する際の基本的なルールなど、従来使用している地域団体と調整しながら、学校教職員が負担とならないような仕組みを検討する。

エ 教職員の兼業兼職についてのルールづくり（令和8年度）

本市立学校教職員が、京クラの指導を希望する場合、本市として兼業又は兼職について認めていく方針を明確にしつつ、その条件、手続き、留意事項などについて規定した制度を構築し、実証的な取組を進める。

オ 指導者確保に向けた仕組みづくり（令和8・9年度）

京クラの実施に当たっては、基本的に、実施主体が独自に指導者を確保し、本市の認定を受けたうえで、参加生徒を募集して活動を開始することを想定しているが、実施主体の要請等に応じて、活動場所に指導者を派遣したり、本市主導で実施主体を設置したりすることなども想定して、広く市民等から指導者を募り、人材バンクに登録する仕組みを構築する。

カ 指導者等の養成、資質向上に向けた仕組みづくり（令和8・9年度）

指導者については、本市が定める研修等の受講を義務づける予定であるが、研修内容、受講日数の研修カリキュラムのほか、日本スポーツ協会や大学などに既に設置されている研修科目の活用など、指導者の養成、資質向上に向けた仕組みを構築する。

なお、教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格所有者等については、本市が定める研修等の中から、全部又は一部を受講したものとみなすことについても検討する。

また、指導補助、見守り等を行う人材についても、研修の実施について検討する。

キ 参加する生徒の移動手段に関する安全対策等の検討（令和8・9年度）

京クラは、生徒が在籍校の枠を越えて参加する取組であることから、活動場所までの移動手段や各手段に応じた安全上の留意事項を整理するなど、生徒が安心して活動場所へ移動できる仕組みを検討する。

ク 大学との連携

大学のまちの特性を生かし、指導者の確保、実施主体としての参画や活動場所の提供等の可能性について、大学と連携して検討する。

（4）実証事業の実施、モデル実施に関すること（令和8・9年度）

令和10年9月からの本格実施に向け、引き続き、国の実証事業を活用するなどして、以下の取組を計画的に推進する。

- ・ 学校の枠を越えた拠点校での活動実施（管理内・管理外）
- ・ 京クラでの指導を希望する教職員の兼業兼職制度の試行実施
- ・ 京クラ体験会の実施

（5）各種調査の分析及び新たな調査の実施に関すること（令和8・9年度）

必要な調査を実施・分析し、京クラや放活の設置に活用する。

（実施済の調査）

- ・ 参入意向等調査〔予備調査〕（令和7年11～12月実施）
- ・ 子どものニーズに関するアンケート調査（令和8年2月実施）

（今後実施予定の調査）

- ・ 学校施設利用可能性、貸出物品等調査（令和8年4月～12月）
- ・ 保護者向けアンケート調査
- ・ 教職員に対する京クラへの従事等意向調査 など

（6）情報発信・広報に関すること（随時）

ア 子ども・保護者など市民への情報提供

本市の取組方針や進捗状況、利用者への補助制度をはじめ、京クラの登録状況や体験会の情報など、京クラに関する様々な情報をタイムリーに発信する。

イ 関係者への周知

本市の取組方針や進捗状況はもとより、実施主体の募集要項や人材バンクの設置など具体的な制度や内容が決定した段階で随時関係者に情報発信するとともに、大学や関係団体等に対して説明会を実施する。

ウ 全市のスポーツ・文化芸術活動の資源マップづくり

京クラをはじめ、民間や地域にあるスポーツや文化芸術活動など様々な活動の中から、子どもたちが興味関心に応じて選択できるよう、市内のスポーツ資源や文化芸術資源を集約したマップづくりを検討する。

年度別

具体的なスケジュールについては、P17～P18の表を参照

